

若者世帯の移住・定住の一層の促進を図ります！

— 沼津市若者世帯定住支援奨励金交付制度 —



本市への移住・定住を支援するため、平成27年7月より「沼津市若者世帯定住支援奨励金交付制度」の運用が始まっていましたが、10月に「沼津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が策定されたことに伴い、平成28年1月から制度が拡充されることになりました。その拡充内容について、建設水道委員会にて報告があり、質疑が交わされましたのでお知らせします。

制度の拡充内容

- ◎県外や県内中・西部からの転入を促進！…… 県外からの転入は110万円、県内中・西部地域からの転入は60万円を奨励金額の基準とするなど、転入以前に住んでいた地域により金額に差を設け、奨励金額を拡充しました。
- ◎子育て世帯に対する支援を強化！…… 中学生までの子供がいる世帯に奨励金額を加算します。また、中学生までの子供がいる父子・母子世帯も新たに交付対象とします。
- ◎三世代同居・近居に対する支援を強化！…… いずれの地域からの転入でも、親との同居、近居で住宅を取得した場合は、奨励金額を加算します。

制度の主な変更点

■変更前（平成27年12月末まで）

対象：市内に住宅を取得した、夫・妻のどちらかが40歳未満の夫婦世帯

種別	奨励金額	申請件数	交付実績	制度変更による平成27年度中の経過措置
転入世帯 (従前居住地による区分なし)	40万円	20件	16件	新制度の算定額が現行の額を下回る場合には、現行の40万円を交付する。
市内移動等	3万円	59件	48件	平成27年度中に限り交付する。

■変更後（平成28年1月から）

対象：①市内に住宅を取得し、市外から転入した夫・妻のどちらかが40歳未満の夫婦世帯及び中学生までの子のいる父子・母子世帯
②親と同居するためにリフォームを行い、市外から転入した夫・妻のどちらかが40歳未満の夫婦世帯及び中学生までの子のいる父子・母子世帯



種別	奨励金額		
	基本額	加算額	最大額(基本+加算)
転入	県外からの転入世帯	110万円	①中学生までの子供に対する加算（1人10万円、2人20万円、3人以上30万円）
	県内中・西部地域からの転入世帯	60万円	150万円
	県内東部地域からの転入世帯	10万円	100万円
	親と同居かつリフォームした転入世帯	30万円	②親と同居または近居に対する加算(10万円) なし
市内移動等		廃止(市外からの転入世帯に対する施策の重点化を図るために)	50万円 30万円

建設水道委員会での主な質疑

問 加算の対象を中学生までとした理由は。

答 本年度の申請状況と、他市町の状況を勘案した中で、対象を義務教育制度の中学生までとすることが、最も効果的であると判断したものである。

問 同様の制度がある周辺市町と比較すると、この金額は妥当なのか。

答 県外、県内中・西部地域からの転入者に対しては、他市町と比べても遜色がない制度となっている。

問 本制度における転入の定義は。

答 本市に住民票を移動する前に1年以上ほかの地域に居住していた人が転入する場合を対象としている。

問 本市から転出せずに住み続けてもらうためにも、市内移動等に対する3万円の支援は大変意味のあるものと考えるが、継続して支援していく考えは。

答 住みやすい生活を提供することは最大の課題と認識しているが、3万円という金額では、十分な効果が発揮できないことも想定される。そのため、本制度のさらなる充実を目指し、施策の重点化を図るために廃止したものである。

本制度は、人口減少対策に向けた制度であるため、市内外に向けてより一層の周知を行うことを要望するとともに、議会としても、今後の動向を注視していきます。

